

災害共済給付のお知らせ

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている公的な制度で、「学校の管理下」で、児童・生徒に「災害」（ケガなど）が発生したときに、医療費・障害見舞金・死亡見舞金の給付を行うものです。ただし、生活保護を受けている世帯に属する児童・生徒の医療費は、生活保護法による医療扶助があるため給付されません。障害見舞金及び死亡見舞金が給付対象となります。

新宿区立学校の児童・生徒は本制度に全員加入しており、その掛金は新宿区が全額負担しています。

●給付対象

学校でのケガなどによる総医療費（健康保険適用分のみ）が5,000円（自己負担額1,500円）以上となるものが対象となります。健康保険対象外の診療等は給付の対象となりませんので、ご注意ください。

なお、初診から治ゆまでの総医療費が5,000円未満のものは災害共済給付の対象となりません。その場合は、領収書と子ども医療証とで区から医療費の還付を受けることができますので、領収書を保管しておいてください（この場合も健康保険適用分に限ります）。

<給付の対象とならないもの>

- | | |
|--------------------|------------------|
| * 差額ベッド代 | * 文書料（診断書料） |
| * 保険適用外の差し歯 | * タクシー代等の交通費 |
| * 選定療養費（初診・再診・時間外） | * その他、健康保険対象外のもの |

※選定療養費（初診・再診・時間外）とは、一定病床数以上の病院等を紹介状を持たずに受診する場合にかかる費用です。ただし、救急医療事業等における休日夜間受診の場合など、選定療養費（初診・再診・時間外）がかからない場合があります。

●給付額

健康保険の対象となる総医療費の4割分が給付されます。（保護者の方が自己負担する3割分に加え、1割分が上乗せされます）

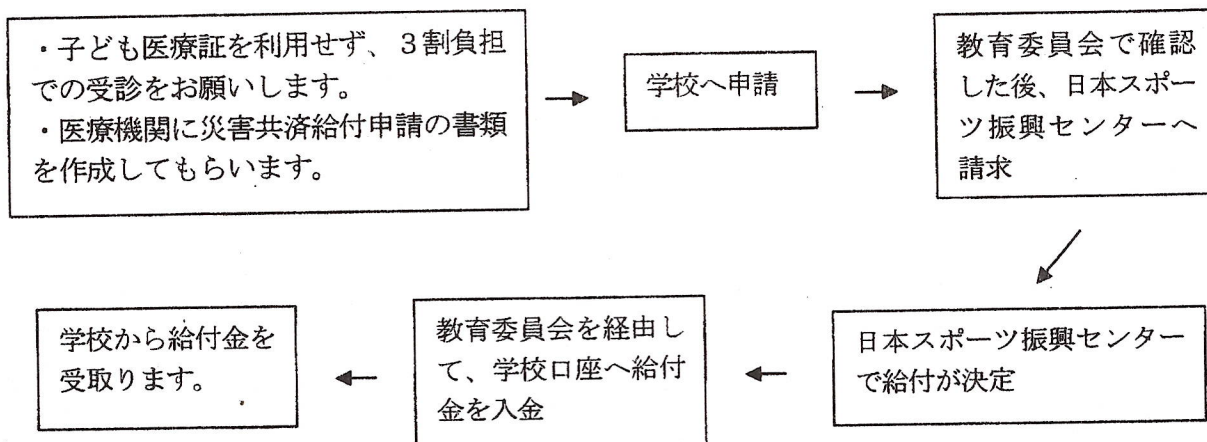
【例】総医療費が10,000円の場合

健康保険適用分（7割） 7,000円	自己負担分（3割） 3,000円	+	治療に伴って要する費用（1割） 1,000円
-----------------------	---------------------	---	---------------------------

★給付金額 4,000円
→保険適用となる総医療費の4割分

（裏面もご覧ください）

●給付請求の手続き



○学校から災害共済給付申請の用紙をもらい、1ヶ月ごとに病院で証明を受けて、学校に提出してください。

○申請から実際に給付されるまでに、2ヶ月～数ヶ月を要します。

○給付の準備が整い次第、学校からご連絡します。

○同一災害の給付金の支給期間は、初診から最長10年間です。ただし、受診した翌月から2年を経過すると時効になりますので、申請は早めをお願いします。

○中学校卒業後も給付を受けることができます。

●その他

(1) 登・下校中または学校でケガをして、帰宅後、病院等で治療を受けた場合はすぐに学校にご連絡ください。

(2) 自己負担額の領収書は、給付されるまで保管しておいてください。万一、センターから給付を受けられなかった場合は、その領収書と子ども医療証とで区から医療費の還付を受けることができます（この場合も健康保険適用分に限りません）。

【子ども医療費助成】

新宿区子ども家庭部子ども家庭課 子ども医療・手当係
TEL 03-5273-4546（直通）

(3) 子ども医療証を利用した場合は、治療に伴う諸費用分（1割）のみ給付されます。

(4) 病院等で災害共済給付申請に係る用紙を記入してもらった際の文書料については、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本柔道整復師会等の特別の配慮により無料となっています。（法律等で無料と定められているものではありません。）

【お問合せ先】

新宿区教育委員会事務局

学校運営課 保健給食係

TEL 03-5273-3098（直通）